

兵庫県公報

平成20年6月30日 月曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

規 則	ページ
児童福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（児童課）.....	1
兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（公営住宅課）.....	3

公布された法令のあらまし

- 児童福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（規則第53号）
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正等により国の基準の一部が改正されたこと等に伴い、所要の整備を行うこととした。
- 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第54号）
 - 1 地域再生法の一部改正に伴い、同法の引用条文を改めることとした。
 - 2 次の普通県営住宅を建設により整備し、家賃等を定めることとした。

種 類	名 称	位 置	戸 数
普通高層 耐火住宅	姫路日出住宅	姫路市日出町3丁目	60戸

- 3 借上げに係る普通県営住宅の返還に伴い、次の普通県営住宅を用途廃止することとした。
普通高層耐火住宅 1団地 1戸
普通中層耐火住宅 3団地 5戸

規 則

児童福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年6月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第53号

児童福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和39年兵庫県規則第46号）の一部を次のように改正する。
第3条第4項中「場合」の右に「又は同一世帯の児童が障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する児童デイサービスを利用している場合」を加え、「同項」を「法第24条の2第1項」に、「指定施設支援が」を「指定施設支援又は当該児童デイサービスが」に改め、「当該指定施設支援」の右に「又は児童デイサービス」を加える。

別表第1A階層の款中「生活保護法」の右に「（昭和25年法律第144号）」を、「含む。」の右に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯」を加え、同表D階層の款A階層及びB階層を除き、前年分の所得税の課税世帯であつて、その所得税の額の年額区分が次の額である世帯の項1の目から19の目までを次のように改める。

1	2,400円以下	6,900
2	2,401円から4,800円まで	7,600

3	4,801円から8,400円まで	8,500
4	8,401円から12,000円まで	9,400
5	12,001円から16,200円まで	11,000
6	16,201円から21,000円まで	12,500
7	21,001円から46,200円まで	16,200
8	46,201円から60,000円まで	18,700
9	60,001円から78,000円まで	23,100
10	78,001円から100,500円まで	27,500
11	100,501円から190,000円まで	35,700
12	190,001円から299,500円まで	44,000
13	299,501円から831,900円まで	52,300
14	831,901円から1,467,000円まで	80,700
15	1,467,001円から1,632,000円まで	85,000
16	1,632,001円から2,302,900円まで	102,900
17	2,302,901円から3,117,000円まで	122,500
18	3,117,001円から4,173,000円まで	143,800
19	4,173,001円以上	全額

別表第1注2中「及び同法附則第5条第2項」を「、附則第5条第3項及び附則第5条の4第6項」に改め、同表注3中「経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」を「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」に改め、「第41条第1項から第3項まで」の右に「、第41条の2、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項」を加える。

別表第2A階層の款中「含む。）」の右に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯」を加え、同表D階層の款中「16,800円」を「8,400円」に改め、同表注2中「及び同法附則第5条第2項」を「、附則第5条第3項及び附則第5条の4第6項」に改め、同表注3中「経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」を「所得税法等の一部を改正する等の法律による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」に改め、「第41条第1項から第3項まで」の右に「、第41条の2、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項」を加える。

別表第3納入義務者の属する世帯の階層区分の款中「肢体不自由児施設通園部」の右に「、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部」を加え、同表A階層の款中

「

生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)

」

を
「

生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯

」

に改め、同表D階層の款A階層及びB階層を除き、前年分の所得税の課税世帯であつて、その所得税の額の年額区分が次の額である世帯の項1の目から14の目までを次のように改める。

1	15,000円以下	4,500	9,000
2	15,001円から 40,000円まで	6,700	13,500
3	40,001円から 70,000円まで	9,300	18,700
4	70,001円から 183,000円まで	14,500	29,000
5	183,001円から 403,000円まで	20,600	41,200
6	403,001円から 703,000円まで	27,100	54,200
7	703,001円から 1,078,000円まで	34,300	68,700
8	1,078,001円から 1,632,000円まで	42,500	85,000
9	1,632,001円から 2,303,000円まで	51,400	102,900
10	2,303,001円から 3,117,000円まで	61,200	122,500
11	3,117,001円から 4,173,000円まで	71,900	143,800
12	4,173,001円から 5,334,000円まで	83,300	166,600
13	5,334,001円から 6,674,000円まで	95,600	191,200
14	6,674,001円以上	全額	全額

別表第3注2中「及び同法附則第5条第2項」を「、附則第5条第3項及び附則第5条の4第6項」に改め、同表注3中「経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」を「所得税法等の一部を改正する等の法律による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」に改め、「第41条第1項から第3項まで」の右に「、第41条の2、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項」を加える。

別表第4の1の款及び注2中「含む。）」の右に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の児童福祉法による費用の徴収に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成20年4月1日以降の措置等に要する費用の徴収について適用する。
- 3 前項の場合において、改正後の規則別表第1D階層の款、別表第2D階層の款及び別表第3D階層の款の規定は、平成19年分以降の所得税について適用し、平成18年分以前の所得税については、なお従前の例による。

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年6月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第54号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第41条の2第2号中「第5条第6項」を「第5条第8項」に、「同条第3項第5号」を「同条第3項第6号」に改める。

別表第1の1の部普通高層耐火住宅の項中

18	姫路夢前台住宅	姫路市広畑区西夢前台5丁目	6階建	6	0.5713	44,300
				18	0.7158	56,400
				18	0.7298	56,400
				23	0.8464	66,700
				1	0.8577	66,300
				6	0.9718	76,400

を
「

18	姫路夢前台住宅	姫路市広畑区西夢前台5丁目	6階建	6	0.5713	44,300
				18	0.7158	56,400
				18	0.7298	56,400
				23	0.8464	66,700
				1	0.8577	66,300
				6	0.9718	76,400
18	姫路日出住宅	姫路市日出町3丁目	10階建	30	0.5790	32,500
				10	0.7230	41,400
				10	0.7371	41,400
				10	0.8686	49,700

に改め、同表2の部普通高層耐火住宅の項中

10	11	8	キャナルタウン ウエスト住宅	神戸市兵庫区駅南通5丁目	14階建	1	0.9175	95,300
10	12	54	ポートアイランド 住宅	神戸市中央区港島中町3丁目	14階建	1	0.9250	70,500

を
「

10	11	8	キャナルタウン ウエスト住宅	神戸市兵庫区駅南通5丁目	14階建	1	0.9175	95,300
----	----	---	-------------------	--------------	------	---	--------	--------

に改め、同部普通中層耐火住宅の項中

8	12	40	多聞台住宅	神戸市垂水区多聞台2丁目 及び3丁目	5階建	1	0.3487	25,700
						1	0.5156	35,300
						9	0.5156	36,500
						1	0.5156	37,400
						1	0.5156	38,000
						5	0.5434	36,500
						1	0.5876	39,400

						1	0.5876	39,500
						1	0.5876	40,700
						1	0.5876	42,200
						1	0.6155	42,300

を
「

8	12	40	多聞台住宅	神戸市垂水区多聞台2丁目及び3丁目	5階建	1	0.3487	25,700
						1	0.5156	35,300
						8	0.5156	36,500
						1	0.5156	38,000
						4	0.5434	36,500
						1	0.5876	39,400
						1	0.5876	39,500
						1	0.5876	40,700
						1	0.5876	42,200
						1	0.6155	42,300

に、
「

8	12	44	鈴蘭台第1住宅	神戸市北区北五葉3丁目及び5丁目から7丁目まで	5階建	3	0.5286	35,500
						3	0.5778	36,200
						3	0.5778	37,300
						2	0.5778	38,700
						1	0.5803	36,200
						1	0.6068	41,300
						1	0.6409	39,900
						2	0.6409	41,100
						1	0.6409	44,600
						1	0.6624	39,900
						1	0.6624	41,100
						1	0.6624	44,600

を
「

8	12	44	鈴蘭台第1住宅	神戸市北区北五葉3丁目及び5丁目から7丁目まで	5階建	3	0.5286	35,500
						3	0.5778	36,200
						3	0.5778	37,300
						2	0.5778	38,700
						1	0.5803	36,200
						1	0.6068	41,300
						1	0.6409	39,900
						2	0.6409	41,100
						1	0.6624	39,900
						1	0.6624	41,100
						1	0.6624	44,600

に、

「

9	8	54	落合住宅	神戸市須磨区北落合1丁目	5階建	1	0.8496	55,900
						1	0.8510	54,000
						1	0.8510	54,600
						1	0.8510	55,800

」

を

「

9	8	54	落合住宅	神戸市須磨区北落合1丁目	5階建	1	0.8496	55,900
						1	0.8510	54,600
						1	0.8510	55,800

」

に改める。

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。ただし、第41条の2の改正規定は、公布の日から施行する。